

地方税法等の一部を改正する法律の概要

総務省

1 車体課税

◎ 自動車取得税の見直し [平成26年4月1日施行]

- 自動車取得税の税率(一定税率)を以下のとおり引下げ。

自家用自動車(軽自動車を除く) 5% (現行) → 3% (改正案)

営業用自動車・軽自動車 3% (現行) → 2% (改正案)

- いわゆる「エコカー減税」について、環境性能に優れた自動車の軽減割合を拡充(75%→80%、50%→60%)。

◎ 自動車税の見直し [平成26年4月1日施行]

- 自動車税におけるグリーン化特例の見直し(平成27年度分・平成28年度分)

- ・ 軽課について対象を重点化した上で強化し、重課について新車新規登録から13年(※)を経過した自動車の重課割合を標準税率の概ね15%(現行概ね10%)とする。[別紙参照]

※ ディーゼル車については、11年

◎ 軽自動車税の見直し

- 軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引上げ(平成27年度分から)。[別紙参照][平成27年4月1日施行]

※ 軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用。

(例) 四輪の自家用乗用車 7,200円(現行) → 10,800円(改正案)

四輪の自家用貨物車 4,000円(現行) → 5,000円(改正案)

- グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入(平成28年度分から)。[別紙参照]

[平成28年4月1日施行]

- 原付及び二輪車の標準税率を約1.5倍(最低2,000円)に引上げ(平成27年度分から)。[別紙参照][平成27年4月1日施行]

(例) 原付(50cc以下) 1,000円(現行) → 2,000円(改正案)

軽二輪(125cc超~250cc以下) 2,400円(現行) → 3,600円(改正案)

2 地方法人課税

[平成26年10月1日施行]

◎ 地方法人課税の偏在是正のための措置

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率（国・地方）8%段階において、法人住民税法人税割の税率を以下のとおり引下げ。

[]: 制限税率

道府県民税: 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]

市町村民税: 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

※ 法人住民税の税率引下げ分相当について、地方法人税を国税として創設し、地方交付税原資化（交付税特会に直接繰り入れ）。

- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元。
【地方法人特別税等に関する暫定措置法の改正】
- これらの改正は、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用。

3 復興支援のための税制上の措置

[平成26年4月1日施行]

- 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域における土地及び家屋に係る固定資産税の課税免除措置等を1年延長。

※ 評価替えが行われる平成27年度に一般の措置に移行。

4 主な税負担軽減措置等

[原則 平成26年4月1日施行]

- 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長。
- 耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設。
- 国家戦略特区法に基づく中核事業のうち医療分野における収益性の低い研究開発の用に供する設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設。
- 公害防止施設・設備に係る固定資産税の特例措置等にわがまち特例を導入。

5 その他

[平成26年4月1日施行]

- 航空機燃料譲与税に係る譲与基準について、航空機騒音の評価指標がW値からLdenに変更されたことに伴い、着陸料割の譲与割合を2分の1（現行3分の1）とし、騒音世帯数割の譲与割合を2分の1（現行3分の2）とする等の見直し。

【航空機燃料譲与税法の改正】

自動車税におけるグリーン化特例（重課）及び軽自動車税の見直し

【自動車税・自家用】

区 分			標準税率		重課税率(注2)	
			現行	改正案	現行	改正案
乗用車	総排気量	1,000 cc以下	29,500 円	改正なし	32,400 円	33,900 円
		1,000 cc超 1,500 cc以下	34,500 円		37,900 円	39,600 円
		1,500 cc超 2,000 cc以下	39,500 円		43,400 円	45,400 円
		2,000 cc超 2,500 cc以下	45,000 円		49,500 円	51,700 円
		2,500 cc超 3,000 cc以下	51,000 円		56,100 円	58,600 円
		3,000 cc超 3,500 cc以下	58,000 円		63,800 円	66,700 円
		3,500 cc超 4,000 cc以下	66,500 円		73,100 円	76,400 円
		4,000 cc超 4,500 cc以下	76,500 円		84,100 円	87,900 円
		4,500 cc超 6,000 cc以下	88,000 円		96,800 円	101,200 円
	6,000 cc超	111,000 円	122,100 円	127,600 円		
三輪の小型自動車			6,000 円	改正なし	6,600 円	6,900 円

【自動車税・営業用】

区 分			標準税率		重課税率(注2)	
			現行	改正案	現行	改正案
乗用車	総排気量	1,000 cc以下	7,500 円	改正なし	8,200 円	8,600 円
		1,000 cc超 1,500 cc以下	8,500 円		9,300 円	9,700 円
		1,500 cc超 2,000 cc以下	9,500 円		10,400 円	10,900 円
		2,000 cc超 2,500 cc以下	13,800 円		15,100 円	15,800 円
		2,500 cc超 3,000 cc以下	15,700 円		17,200 円	18,000 円
		3,000 cc超 3,500 cc以下	17,900 円		19,600 円	20,500 円
		3,500 cc超 4,000 cc以下	20,500 円		22,500 円	23,500 円
		4,000 cc超 4,500 cc以下	23,600 円		25,900 円	27,100 円
		4,500 cc超 6,000 cc以下	27,200 円		29,900 円	31,200 円
	6,000 cc超	40,700 円	44,700 円	46,800 円		
三輪の小型自動車			4,500 円	改正なし	4,900 円	5,100 円

【軽自動車税・三輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車】

区 分			標準税率		重課税率(注2)	
			現行	改正案(注1)	現行	改正案
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	制度なし	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円		8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円		6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円		4,500 円
三輪			3,100 円	3,900 円	制度なし	4,600 円

【軽自動車税・原動機付自転車、二輪の軽自動車等及び二輪の小型自動車】

区 分			標準税率		重課税率	
			現行	改正案	現行	改正案
二輪	原付	50cc以下	1,000 円	2,000 円	制度なし	制度なし
		50cc超～90cc以下	1,200 円	2,000 円		
		90cc超～125cc以下	1,600 円	2,400 円		
		ミニカー	2,500 円	3,700 円		
	軽二輪(125cc超～250cc以下)等		2,400 円	3,600 円		
小型二輪(250cc超)		4,000 円	6,000 円			

注1：軽自動車については、平成27年度以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用。

注2：電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗用バス及び被けん引車並びに小型特殊自動車は対象外。